

償還免除のご案内

償還(返済)が始まった後でも、免除になるかもしれません。
ご確認ください。

お問い合わせ先

○償還免除に関する事 ○貸付金の償還に関する事
その他、お聞きになりたいことがありましたら、下記までご連絡ください。

岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター

TEL. 050-5526-9479

受付時間：9：00～17：00（平日）



償還免除要件について

以下の場合、償還免除の対象となります。

なお、償還免除に関する申請書類は、同封しておりません。お手数ですが、償還免除の要件内容等を確認させていただいたうえで、申請書類を送付いたしますので、まずは、下記までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご連絡先：岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター

TEL：050-5526-9479（受付時間9:00-17:00 平日）

償還免除の判定年度において、借受人及び世帯主のいずれもが、住民税（所得割・均等割）が非課税となっている場合	
償還免除額	全 額 ※既に償還（返済）した金額は、免除外になります。
要件① 必要な書類	○償還免除申請書（様式1-1） ○借受人および世帯主の令和3年度、もしくは、令和4年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書 ○住民票（写） ※世帯全員分記載、世帯主氏名・続柄記載、マイナンバー記載なし、申請時点から3か月以内発行のもの
申請期限	令和5年3月31日消印有効※ ※要件①の申請期限について、令和4年8月31日としておりましたが、厚生労働省より申請期限を過ぎた場合であっても、可能な限り柔軟な対応を図るよう連絡がありましたので、この度、上記期日まで受付期間を延長いたします。
申請期限が 延長になり ました！	

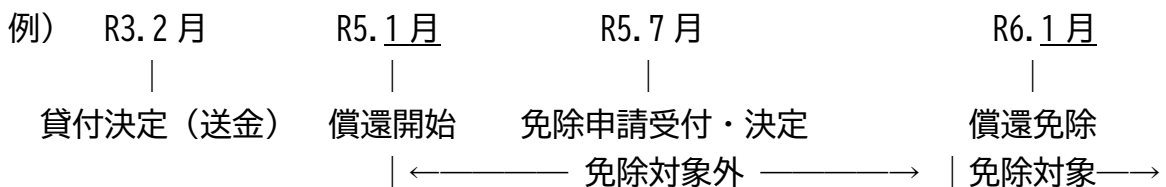
償還免除判定年度は、以下の通り、令和4年度から令和6年度となり、各資金種類の上限金額を記載しております。

資金種類	償還免除判定年度		
	令和4年度 (償還初年度目)	令和5年度 (償還2年度目)	令和6年度 (償還3年度目)
緊急小口資金	20万円	※20万円	
総合支援資金 初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (複数世帯)	※45万円 (単身世帯) ※60万円 (複数世帯)	
総合支援資金 延長貸付分	— (据置期間延長) →	45万円 (単身世帯) 60万円 (複数世帯)	
総合支援資金 再貸付	————— (据置期間延長) —————→		45万円 (単身世帯) 60万円 (複数世帯)

※令和4年4月以降に貸付決定した債権の償還免除判定年度は、令和5年度になります。

【償還免除判定時期以後に住民税が非課税となっている場合】

要件 ②	償還免除の判定年度以後において、借受人及び世帯主のいずれもが、住民税（所得割・均等割）が非課税となっている場合	
	償還免除額	免除申請月以降、最初の償還開始月以降の償還予定額の残額 ※既に償還（返済）した金額は、免除外になります。
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ○償還免除申請書（作成中） ○判定年度以降の借受人および世帯主の住民税の「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書 ○住民票（写） ※世帯全員分記載、世帯主氏名・続柄記載、マイナンバー記載なし、申請時点から3か月以内発行のもの 	



【償還開始以後、生活保護を受給した場合】

要件 ③	償還開始以後（免除申請時点も）、生活保護を受給している場合 ※特例貸付の申請から貸付決定（送金）した時点までに、生活保護を受給していた場合は、償還免除の対象となりません。	
	償還免除額	全 額 ※既に償還（返済）した金額は、免除外になります。
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ○償還免除申請書（様式1-2） ○生活保護受給決定通知書のコピー、または生活保護受給期間を証する書類のコピー 	

【償還開始以後、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳（区分が「A」（「マルA」、「A2」等を含む））の交付を受けた場合】 ※療育手帳 2022.12.23追加

要件 ④	償還開始以後、精神保健福祉手帳（1級）または、身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳（区分が「A」（「マルA」、「A2」等を含む））の交付を受けている場合	
	償還免除額	全 額 ※既に償還（返済）した金額は、免除外になります。
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ○償還免除申請書（様式1-2） ○精神保健福祉手帳（1級）のコピー、または身体障害者手帳（1級または2級）のコピー 	

【令和4年度】※2022.12.23追加修正

【償還開始以降12か月分以上の償還未済額があるが、分納や少額返済などを実施しているものの、償還未済額が増加しており、かつ、住民税所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯または、ひとり親世帯もしくは、当該世帯と同等と判断される場合】

償還開始以後で、高齢者のみ世帯、障害者世帯、または、ひとり親世帯等で、住民税の「所得割」が非課税となっている場合	
要件⑤	償還免除額 償還開始以後、償還できず滞納している金額 ※今後、支払いを予定している金額、または、既に償還（返済）した金額は、免除外になります。
要件⑤	必要な書類 ○償還免除申請書（様式1-2） ○借受人および世帯主の住民税の「所得割」が非課税とわかる証明書 ○住民票（写） ※世帯全員分記載、世帯主氏名・続柄記載、マイナンバー記載なし、申請時点から3か月以内発行のもの

要件⑥	借受人が死亡した場合
要件⑦	借受人の失踪の宣告がされている場合
要件⑧	自己破産、または個人再生の手続きを行い、免責が確定した場合
要件⑨	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合

要件⑥⑦⑧⑨の方は、お手数ですが必要書類や手続きについて、直接ご案内いたしますので、下記までご連絡ください。

〔お問い合わせ先〕

岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター

TEL：050-5526-9479

（受付時間 平日9:00-17:00）

